

通勤手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

通勤手当細則の一部を改正する細則

通勤手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第18条 給与規程第23条第1項の職員が、出張、休職、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。</p> <p>2 通勤手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 旭川医科大学教職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に<u>基づく</u>育児休業<u>又は第15条の2の規定に基づく出生時育児休業</u>をしている場合</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第18条第2項第3号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>別紙様式1（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式2（第4条第2項関係）</p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(支給できない場合)</p> <p>第18条 給与規程第23条第1項の職員が、出張、休職、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。</p> <p>2 通勤手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 旭川医科大学教職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に<u>基づき</u>育児休業をしている場合</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式1（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式2（第4条第2項関係）</p> <p>(略)</p>